エプソン給与システムをご利用のお客様各位

株式会社　東洋
TEL：075-501-6616

給与 65 歳以上の雇用保険の適用拡大について

平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の従業員について雇用保険が適用されますが、その運用方法についてご案内いたします。

1. 改正の概要

65 歳以上の方への雇用保険の適用拡大
平成 29 年 1 月 1 日以降、現行は雇用保険の適用除外となっている 65 歳以上の雇用者につきましても、雇用保険の適用の対象となります。
また、平成 32 年度より、64 歳以上の方についての雇用保険料の徴収が始まります。

2. 給与システム（平成 29 年分データ）での運用について

平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の雇用者も雇用保険の適用対象となりますが、平成 31 年度までは雇用保険料徴収の対象外ですので、給与システムでは、従業員の設定で「雇用保険：なし（高年齢）」を選択してください。

平成 29 年 1 月～3 月の間に、平成 28 年 4 月時点で 64 歳以上（生年月日が昭和 27 年 4 月 1 日まで）の従業員を登録する場合は、雇用保険を「なし（高年齢）」で登録してください。
平成 29 年 4 月～12 月の間に、平成 29 年 4 月時点で 64 歳以上（生年月日が昭和 28 年 4 月 1 日まで）の従業員を登録する場合は、雇用保険を「なし（高年齢）」で登録してください。
（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、31 日以上の雇用見込みがある場合のみ。左記に該当しない場合は、「雇用保険：なし」にしてください。）

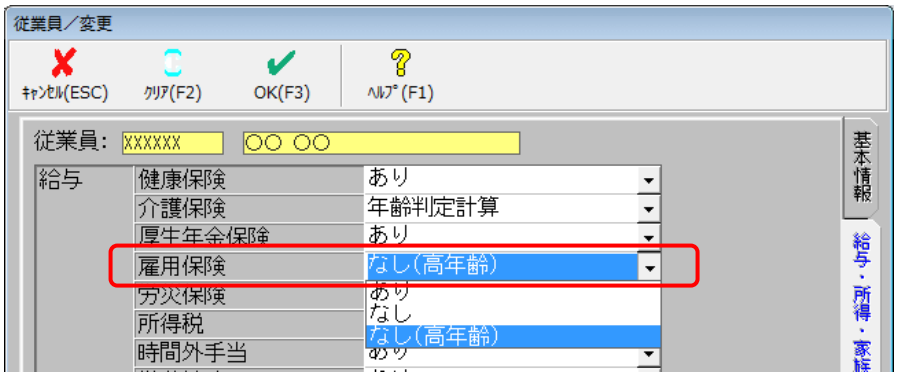

■平成 28 年 12 月末までに 65 歳以上の従業員を雇用し平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合（高年齢継続被保険者以外）
雇用保険の適用要件に該当する（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、31 日以上の雇用見込みがある）場合は、平成 29 年 1 月 1 日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出が必要です。
※給与システムでは、「雇用保険被保険者資格取得届」に対応しておりません。
※65 歳以上の従業員で「雇用保険被保険者資格取得届」を提出した場合は、従業員情報で「雇用保険区分：なし（高年齢）」を選択してください。
※高年齢継続被保険者である労働者を平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合は、自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。

3. 参考：厚生労働省

■【重要】雇用保険の適用拡大等について
～ 平成 29 年 1 月 1 日より 65 歳以上の方も雇用保険の適用対象となります ～
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389.html
■雇用保険の適用拡大等について
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000136394.pdf
■雇用保険制度が変わります
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000122931.pdf

以上、よろしくお願いします